

函 企 国

令和5年(2023年)3月10日

市議会議員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

- 1 市有財産契約無効確認請求控訴事件について（旧ロシア領事館の売買契約の無効確認請求）

（企画部国際・地域交流課）

市有財産契約無効確認請求控訴事件について  
(旧ロシア領事館の売買契約の無効確認請求)

1 控訴人 (第1 審原告)

函館市内在住の70歳代の男性

2 被控訴人 (第1 審被告)

函館市

3 訴訟の経過

(1) 函館地方裁判所に訴訟の提起

令和4年(2022年) 5月20日

(2) 口頭弁論終結日

令和4年(2022年) 11月22日

(結審日)

(3) 判決日

令和4年(2022年) 12月27日

(4) 札幌高等裁判所に控訴の提起

令和5年(2023年) 1月 9日

(5) 第1回口頭弁論期日

令和5年(2023年) 5月18日

4 控訴の内容

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人が株式会社ソヴリンと令和3年3月1日付で締結した市有財産  
売買契約が無効であることを確認する。

(3) 訴訟費用は、第1, 第2 審とも被控訴人の負担とする。

5 市の対応

本控訴に対し、市は応訴する。